

第 4 章 緑の将来像と基本施策

1 緑の将来像

(1) 緑の将来像テーマ

本市は、西・北・東の三方を山々に囲まれ、南には三河湾が広がっており、さらに山裾にはみかん畑などの農地が分布し、これらが織りなす自然景観は、県内有数の観光地でもある本市にとって非常に重要な資源となっています。こうした豊かな自然に囲まれるように市街地が形成され、中央公園をはじめとする公園や社寺境内林、幾筋もの河川の水辺などの身近な緑があり、市民の暮らしにゆとりや潤いを与えています。

市民をはじめとする本市に関わるすべての人々がウェルビーイングを実感し、

このような本市の緑の特徴を踏まえ、山や農地などの自然の緑を守り続けていく一方、市街地の緑については、適切な維持・管理や必要に応じた再整備などを通じて質的な向上を図ります。そして、これらの取組みを市民・事業者・行政が協働して進めることで、~~市民や本市を訪れる一人ひとりが笑顔で交流・理解し、ウェルビーイングを感じられる、~~つながりあうまちを目指します。

以上の基本的な考えのもと、「緑の将来像テーマ」を次のとおり設定します。

水と緑で笑顔がつながるまち がまごおり



三河湾上空からみた蒲郡市の姿

(2) 緑の将来像図

本市の目指すべき緑の将来像を、緑のまちを形成する山や農地の緑、三河湾沿岸や西田川、落合川の河川、緑化された主要道路などからなる水と緑の軸、公園緑地の緑の拠点から示します。

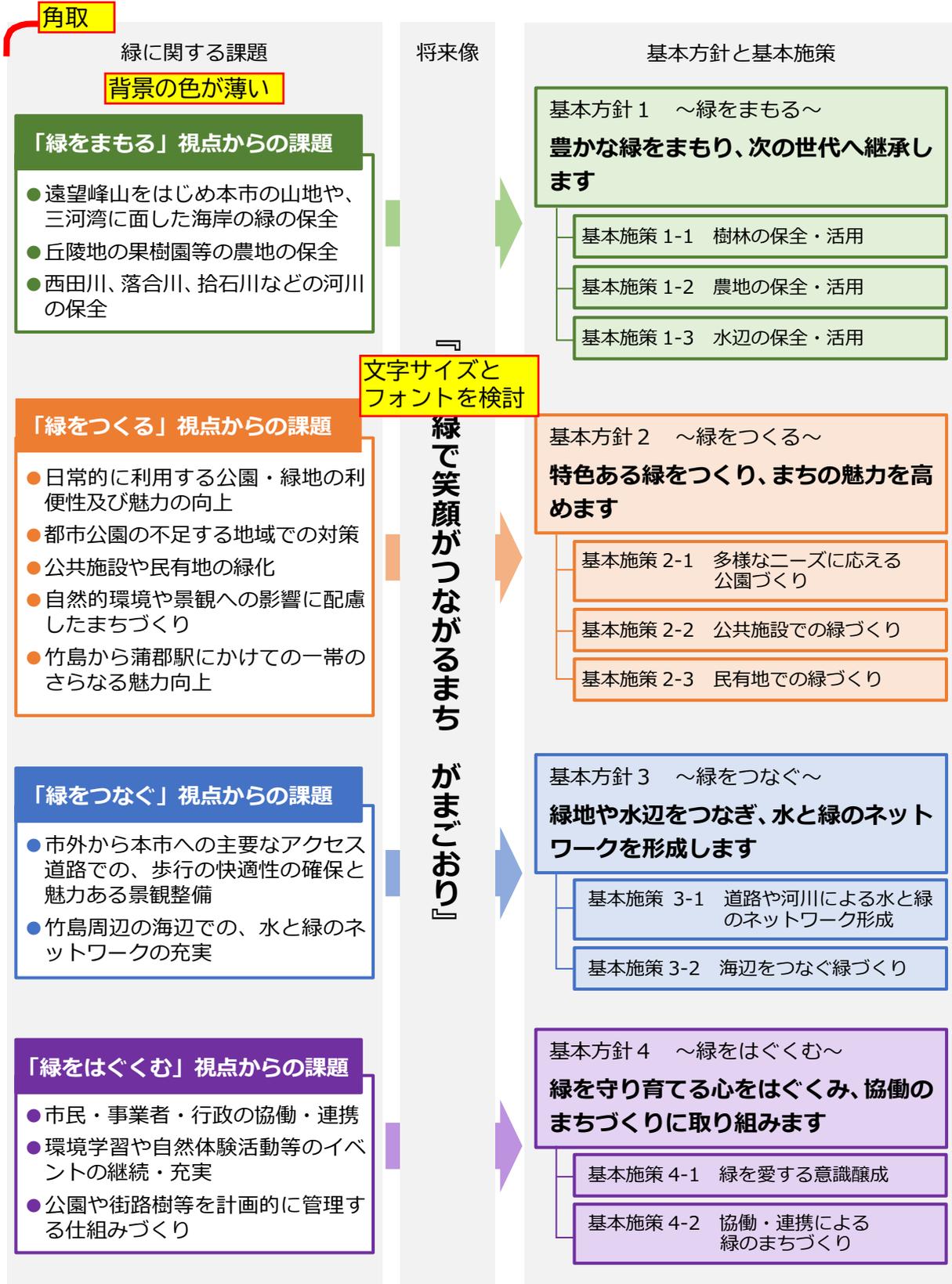


	山の緑	東西及び北側を御堂山から五井山、遠望峰山、三ヶ根山に至る山地。環境保全に努めるとともに、レクリエーションの場など活用を図る。
	農地の緑	丘陵地に広がる果樹園等の農地。営農環境の向上や農地の保全を図る。
	市街地の緑	市街化区域。身近な公園緑地の整備や、公共施設や民有地の緑化などにより快適な生活環境の形成を図る。
	緑の拠点	レクリエーションや防災など様々な機能を有する公園緑地。市民が自然とふれあう場所として整備・充実を図る。
	都市基盤整備推進拠点	広域交通の利便性を生かした国道23号バイパスIC周辺エリア。自然環境や景観などへの影響に十分配慮し、周辺環境との調和を図る。
	公園整備重点エリア	都市公園等が不足するエリア。都市公園等の重点的な整備を図る。
	観光交流創造エリア	観光・交流の中心となるエリア。観光地の魅力を高めるような緑化を推進する。
	緑の環境軸(森林)	三河湾国定公園区域内の森林。樹林および生態系の保全を図る。
	緑の環境軸(東西幹線道路)	国道247号バイパス沿道。公園緑地拠点などをつなぐ幹線道路として、街路景観や沿道の農地景観の保全に努める。
	緑の環境軸(南北幹線道路)	(都)本宿線、(都)竹谷柏原線、(都)大塚金野線。国道23号バイパスと市街地を結ぶ幹線道路として、街路景観および沿道の本市らしい農地景観の保全に努める。
	緑の環境軸(主要道路)	市役所通などの主要道路。街路樹の適切な維持管理を図る。沿道の公共施設や民有地での緑づくりを促進する。
	水の環境軸(海辺)	三河湾沿岸の水辺空間。三河湾に面した自然環境や景観、生態系の保全・保護を図る。
	水の環境軸(河川)	西田川、落合川、拾石川などの河川。排水設備としての機能確保と自然環境、生態系の保全を図る。

表現変更

2 基本方針と基本施策

本計画の将来像を実現するため、緑に関する課題を踏まえた4つの基本方針と各方針に沿った基本施策を設定し、体系的に緑のまちづくりを推進します。



基本方針 1 豊かな緑をまもり、次の世代へ継承します

五井山をはじめとする山地や丘陵地の果樹園、三河湾に面した海岸の緑や西田川、落合川、拾石川などの河川は、本市の緑の骨格を形成するとともに、多様な生物の生息・生育の場として重要な緑です。

これらの本市を特徴づける緑は、今後も保全・活用に努め、緑豊かな環境を次世代へ引き継ぐことを目指します。

基本施策 1-1 樹林の保全・活用

◆法的制度などを活用

- ・山林は、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化防止等の多面的機能を有し、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて、私たちの暮らしを支える大切な存在です。本市では、山地での保安林や地域森林計画対象民有林の指定に基づき、良好な森林環境の保全に努めます。
- ・三河湾国定公園に指定されている区域では、良好な自然環境や景観の保全を図るため、自然公園法に基づく許可・届出制度の適切な運用に向けて県との連携を図ります。
- ・「蒲郡の名木 50 選」など地域のシンボルとして市民に親しまれる樹木等のうち、良好な景観の形成上重要な樹木については、景観重要樹木の指定や維持管理に対する支援制度を検討します。



三河湾国定公園（遠望峰山）

◆保全活動の推進やレクリエーションの場としての活用

- ・農地と樹林が一体となった里山では、緑の大切さを伝え保全意識を高めるため、さがらの森などでアサギマダラの観察会を開催しています。本市では、引き続き保全啓発活動を支援します。
- ・山地では、自然にふれあうことができるレクリエーションの場として活用の増進を図るため、登山道を安全に利用できるよう適切な維持管理に努めます。
- ・国指定の天然記念物である「清田の大クス」は、樹齢 1000 年程度の中部地方で一番大きなクスノキといわれています。蒲郡市民にとって、かけがえのない樹木であるクスノキを、市民や「清田の大クス保存会」と協働で保全していくために、保存活用計画を策定します。



里山自然観察会(さがらの森)



清田の大クス

基本施策 1-2 農地の保全・活用

◆ 営農環境の向上

- ・市街化調整区域の農地では、生産性の向上と魅力ある営農環境づくりに向け、農道や用排水路を整備し、農地の形状を整えることで、農業生産基盤の充実に協力します。
- ・良好な営農環境を維持し、農地を保全していくために、「農業農村多面的機能支払事業」制度を活用し、農道や用排水路の維持管理や遊休農地の再生利用など、担い手農家へ集中する作業負担を地域ぐるみで軽減していきます。



ほ場整備(西迫西地区)

◆ 環境に配慮した農業の推進

- ・農業生産と環境保全の調和を図るため、農薬低減を目的とした害虫防除に対する支援の充実を図ります。

◆ 食育や農業体験などの推進

- ・地元農産物の学校給食への活用や、イベントでの地元農産物の販売などを通じて、地元農産物の食育への活用や地産地消を推進することで流通経費や環境負荷の軽減を図ります。
- ・遊休農地では、放置が進むことで草木が生い茂り環境に悪影響が生じます。本市では、土地所有者に対し、体験農園や観光農園、市民農園などとしての利活用を働きかけ、農業とふれあえる観光・レクリエーションの推進を図ります。



月田市民農園

基本施策 1-3 水辺の保全・活用

◆海辺環境の保全・活用

- ・近年、本市の海岸において大量の漂着物等に関する被害が発生していることから、海岸漂着物対策推進のため県が定めた「愛知県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、海岸漂着物対策を推進し、良好な景観、多様な生態系、公衆の衛生など海辺環境の保全に努めます。
- ・竹島園地や海陽町の海岸では、春と秋の年に2回、官民協働で空き缶等のごみ散乱を防止する、環境美化活動に引き続き取り組みます。
- ・年間を通じて多くの観光客が訪れる竹島園地や西浦園地では、良好な景観を維持していくために、「あいち森と緑づくり事業」制度を活用した市民参加による芝の張替や松の剪定を行うことで海辺の良好な景観づくりに努めます。
- ・海辺の新たな魅力づくりのため、SUP などのマリンスポーツ体験会やマリンスポーツに触れる各種イベントの開催など、海辺のレクリエーション活動に対して支援します。



西浦パームビーチ



俊成苑（竹島園地）

◆河川などの良好な水辺環境の保全

- ・良好な水辺景観の維持や親水空間の確保のため、県と連携し、河川・水路沿いでの定期的な草刈など、適切な維持管理に努めます。
- ・ため池は、農業用水を確保するために水を貯え取水できるよう人工的に造成され、その機能は農業用水の確保に留まらず、生物の生息・生育の場所や降雨時の雨水を一時的にためる洪水調節機能を有しています。本市では、ため池の水辺環境保全の機能を担保するため、地域住民や事業者などと協働で定期的な草刈など適切な維持管理を実施します。
- ・高度成長期の都市化の進展により、河川の悪化した水質は、下水道の整備が進むにつれて改善されてきました。引き続き、河川の良好な水質保全を図るため、公共下水道事業を積極的に推進するとともに、合併処理浄化槽の普及・促進を支援します。



草刈の様子(西田川)

基本方針2 特色ある緑をつくり、まちの魅力を高めます

公園や緑地は、市民の憩いやレクリエーションの場となるほか、良好な生活環境の形成や、災害時の安全性の確保など、様々な役割を有しています。また、市街地の緑は、市民の生活に潤いと安らぎを与え、美しい都市景観を創出します。

本市の豊かな自然や観光資源等を活かした緑の創出と、さらなる魅力向上を目指します。

基本施策 2-1 多様なニーズに応える公園づくり

◆公園緑地の魅力向上

- ・本市の緑の拠点である中央公園では、桜の開花時期に合わせたライトアップ事業や、イベントでの活用など、公園利用者数の増加や魅力を高める取組みを推進するとともに、多様化する市民ニーズに応えるため公園の再整備について検討していきます。
- ・蒲郡緑地は、臨海部に整備された緑の拠点です。近年、施設の老朽化や大木化した樹木について、市民から多くの意見が寄せられています。今後、市民や利用者の意見を参考に、施設の在り方について、管理者である県と協議を進めます。
- ・蒲郡駅から竹島までの一帯の「東港地区」は、他のエリアを有機的に結ぶ大変重要な場所であり、海辺の魅力ある空間形成が求められています。本市は「東港地区まちづくりビジョン」を策定し、市民や訪れる人々にとって心地よい場所となるよう、地区の自然や景観に配慮したまちづくりを進めます。



中央公園

◆地域の自然的・歴史的資源の活用

- ・「上ノ郷城跡」は、戦国時代の歴史を今に伝える貴重な遺構です。引き続き、風土と緑が調和した環境を保全するとともに、来訪者が見学できるよう維持管理に関する取組みを支援します。
- ・「さがらの森」は、自然に触れあうことのできる身近な里山であり、キャンプやハイキングなどのレクリエーションの場として活用されています。市民の自然に対する意識醸成が図られ、自然観察会や環境学習の場として活用されるよう、市民活動団体等との連携に努めます。



上ノ郷城跡

◆公園の新規整備と再編

- ・蒲郡中部土地区画整理事業では、土地の区画整理や造成により良好な市街地の形成を目指します。事業の進捗にあわせ、周辺の居住環境と調和した都市公園づくりを計画的に行います。
- ・新たに都市公園を整備する際や既設公園の再整備の際は、地域住民へのアンケート調査やワークショップを実施し、地域のニーズを反映した公園整備を行います。また、誰もが分け隔てなく、楽しさを共有し遊べるインクルーシブデザインの遊具導入を検討します。
- ・都市公園の不足する大塚地区及び形原・西浦地区においては、公園用地の確保が困難であるため、公共施設再編により生じた跡地での整備検討や、無償借地公園制度の導入により適切な公園配置を行います。
- ・全市的に整備されている児童遊園などの施設では、一部の施設において利用率低下や管理の担い手不足などが問題となっています。今後は、人口減少時代を見据え、時代の潮流に合った施設となるように、設置数や施設の見直しを検討します。



水竹公園



公園ワークショップ

◆安全・安心な公園づくり

- ・公園の新規整備時または既設の都市公園の施設更新時において、災害時の多目的な利用が可能な空間を整備するとともに、地域の防災活動の一助となる防災道具を収納するベンチを、必要に応じて整備していきます。
- ・遊具やベンチなどの公園施設に関しては、市民から「遊具が古い」「トイレが古い、使いにくい」などの声が数多く寄せられています。そのため、公園施設長寿命化計画に基づき計画的に施設の補修・更新を行うとともに、定期的に点検を行い、安全で安心して公園を使用していただけるよう努めます。
- ・集中豪雨などの大雨による雨水排水路、河川への流出量の低減を図ることを目的に、都市公園内では保水性舗装や雨水貯留浸透施設などの整備を検討します。



収納ベンチ(新井形公園)

基本施策 2-2 公共施設での緑づくり

◆モデルとなる緑づくり

- ・庁舎や学校、保育園などの公共施設では、既存の植栽の管理及び育成に加え、駐車場の緑化や敷地外周の緑化に取り組むことで、地域の環境向上に努めます。

基本施策 2-3 民有地での緑づくり

◆市民による緑づくり

- ・蒲郡市なんでも出前講座や植樹祭への参加を通じて、緑化に対する意識醸成を図りつつ、民有地での緑化活動を推進するために、緑化木の配付を引き続き行っていきます。

◆法的制度などを活用した緑づくり

- ・「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業」に基づく緑化事業助成金交付制度により、駐車場の芝生化や居住敷地内の緑化を促進し、緑豊かな都市空間の形成を推進します。
- ・工場新設時には、工場立地法に基づく緑地面積率などを踏まえた緑地整備を事業者に義務付け、工場周辺を環境を保全するとともに、産業振興と環境保全が両立した緑化を推進します。



緑化事業助成金活用例

基本方針 3 緑地や水辺をつなぎ、水と緑のネットワークを形成します

市街地に面した河川や海岸の緑地・水辺は、自然とのふれあいの場や街並み景観の構成要素として機能しています。また、緑化された幹線道路は、人々の快適な歩行空間としての役割を果たしています。

山地や公園の緑をこれらの水辺や道路でつなぐことにより、市民や観光客が緑とふれあいながら、快適に移動できるネットワークの形成を目指します。

基本施策 3-1 道路や河川による水と緑のネットワーク形成

◆主要道路や河川での水と緑のネットワークづくり

- ・国道 23 号蒲郡バイパスの全線開通により自動車を主とした市街地の交通量の増加が見込まれています。各インターチェンジと市街地を結ぶ（都）名豊線（一般国道 247 号中央バイパス）や（都）竹谷柏原線、（都）本宿線（オレンジロード）、（都）大塚金野線では、道路種別および規格に準じて街路樹の植栽・維持を行い快適な道路空間を整備するとともに、その沿道では本市の良好な景観の保全に向けた取組みを検討します。
- ・西田川や拾石川をはじめ市街地を流れる河川などでは、良好な水辺空間の維持に努めます。

◆快適な歩行空間の確保

- ・市街地を横断する（都）衣浦蒲郡線では、街路樹としてイチヨウが植栽されており、まちの景観を向上させ、季節の移り変わりを知らせてくれます。維持管理に際して、落ち葉の処理や建築限界の確保などの課題が生じています。今後、地域住民等と街路樹の在り方について意見交換などを行い、今後も街路樹が存続できるよう検討します。また、その他の街路樹が植栽された道路についても同様に検討を行います。
- ・主要な道路や河川・水路では、通行者および沿道の住民に支障が生じないように、適切な時期・回数で樹木剪定や草刈りを実施し、車道および歩行空間の確保や水辺環境の維持に努めます。



街路樹剪定

基本施策 3-2 海辺をつなぐ緑づくり

◆(仮)臨海部緑地帯の形成

- ・現在、竹島周辺から春日浦地区までの臨海部には、春日浦公園などの公園緑地が連続的に配置され、海辺の良好な立地により周辺住民が日常的に利用しています。一方で、浜町の蒲郡緑地では、埋立地の工業用地内に立地していることから、市民が日常的に使うことが難しい状況にあります。今後、市民の公共の福祉の増進を図ることを目的として、蒲郡緑地の機能を分散・拡充のうえ重点的に配置し、海辺の良好な景観形成及び沿岸部の住環境向上に向け、各施設を所管する関係機関との協議検討を進めます。

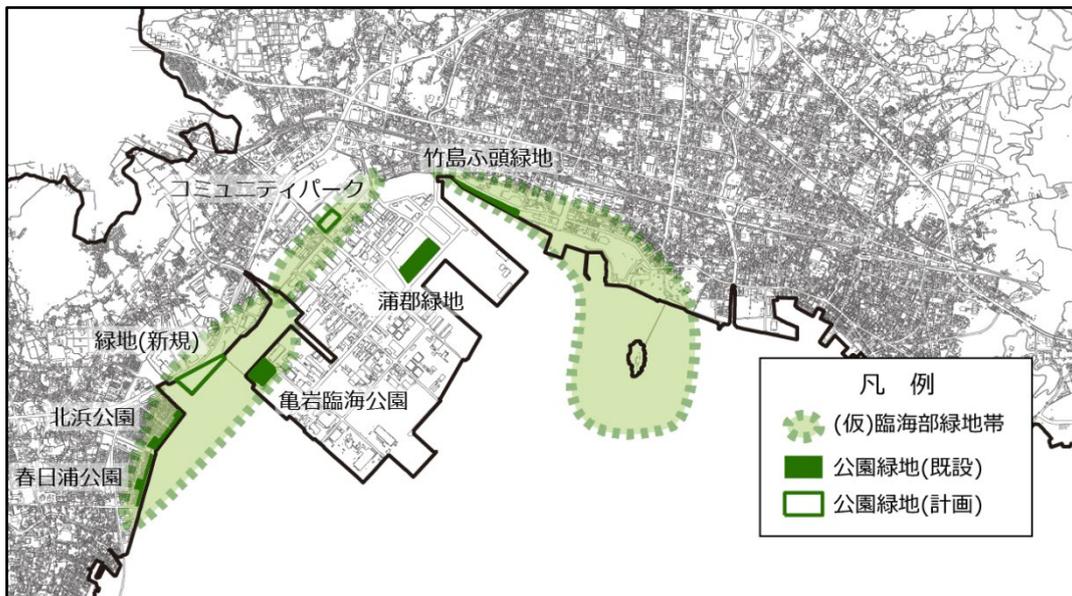


図 (仮) 臨海部緑地帯の位置

◆海辺の散策路づくり

- ・三河湾に面した海辺では、海と陸の景観を楽しみながら散策できる魅力的なエリアとなっています。松島遊歩道など、遊歩道の適切な維持管理を行い保全に努めます。



松島遊歩道

基本方針 4 緑を守り育てる心をはぐくみ、協働のまちづくりに取り組みます

本市の豊かな緑を守り育てるためには、市民一人ひとりが緑への愛着を深め、緑づくりの様々な活動に主体的に取り組むことが必要です。そのため、環境学習や自然体験活動など、緑とふれあえるイベントの継続・充実を目指します。

また、公園や街路樹の管理などを、市民・事業者・行政が担う、協働のまちづくりを目指します。

基本施策 4-1 緑を愛する意識醸成

◆緑を守るボランティアの育成

- ・ボランティア活動への参加意欲の向上や参加者の裾野を広げるため、植樹祭や蒲郡市なんでも出前講座の参加者間の交流を通じて意識醸成を図りつつ、活動に関する支援を行っていきます。

◆緑の学び場づくり

- ・小学校においては、授業の一環として自然体験学習や三河湾環境チャレンジを通じて、自然や緑の大切さを直に学ぶ活動を引き続き実施していきます。
- ・小学校や中学校では、農作物の栽培や花の育成を通じて、緑について学ぶ機会を設けていきます。
- ・さがらの森の里山自然観察会では、参加者が緑の専門家ら講師から自然に関して学び、自ら自然について興味をもってもらえるような取り組みを引き続き行っていきます。



自然体験学習(三谷東小学校)

◆緑づくりに関する情報発信

- ・クリーンキャンペーンやアダプトプログラムなどの美化活動や自然観察会などの緑づくり活動への市民や事業者の関心を高め、活動への参加を促進するため、ホームページや広報、SNSなどで、活動内容や支援制度などに関する情報提供に努めます。
- ・「愛・道路パートナーシップ事業」は県、市および市民や企業の団体の3者が協力して行う県管理の道路の清掃活動です。県では、道具の貸与・ボランティア保険の加入、市では、ゴミの回収・処理を支援します。これらの取り組みについて自治会へ説明・呼びかけを行い、環境美化活動を推進します。

◆緑に関する意識の啓発

- ・自然の緑や公園の緑に対する関心を高め、緑に関する理解と興味を持ってもらえるよう、さがらの森では各団体が協働して森の文化祭を開催しています。また、新設公園の整備時に開催する植樹祭を通じて公園に対して愛着をもってもらえるように取り組んでいます。引き続き、これらの緑に関する活動を支援・推進します。
- ・緑づくりに関する市民のボランティア活動や事業者のCSR活動（社会貢献活動）、また各種イベントに参加する市民団体などの情報について、ホームページや広報、SNSを活用して発信に努めます。
- ・市民の緑づくりを支援するため、ガーデニングや家庭菜園などの講習会の開催や蒲郡市なんでも出前講座の利活用を働きかけます。



森の文化祭 in さがらの森

基本施策 4-2 協働・連携による緑のまちづくり

◆協働・連携の仕組みづくり

- ・都市公園内の飲食店、売店等公園施設の設置、管理に関して、民間事業者を公募により選定する公募設置管理制度（Park-PFI）の導入を検討します。
- ・公園運営については、市民・事業者・行政の話し合いにより管理方法や利用ルールなどを決め、協働での運営を推進します。
- ・市街地の身近な樹木・樹林の保全・美化活動については、アダプトプログラムや道路愛護清掃活動を通じて、市民や市民団体などによる保全活動を促進します。また、学校敷地内の古木、大木については、倒木等による事故を未然に防ぐために管理体制の充実を図ります。

◆緑づくりへの支援の充実

- ・道路や河川、公園などにおいて、地域住民等が自主的に行う花壇管理などの緑づくり活動に対し、作業に必要な物品を提供し、活動の支援を継続、充実していきます。
- ・ボランティア団体や地域住民による林道や農道などの維持管理活動に対しては、継続した活動が行われるよう、燃料費の補助や資材の提供を通じて支援を行います。



農道等の維持管理作業

蒲郡市緑の基本計画



<基本施策において対象とする緑>

<p>1-1 樹林の保全・活用 山林</p> <p>1-2 農地の保全・活用 農地</p> <p>1-3 水辺の保全・活用 河川 海岸の水辺</p> <p>2-1 多様なニーズに応える公園づくり 緑地の拠点 都市公園の不足する地区 都市公園(供用済) 都市公園(計画)</p> <p>2-2 公共施設での緑づくり 市全域</p> <p>2-3 民有地での緑づくり 市全域</p>	<p>3-1 道路や河川による水と緑のネットワーク形成 主要道路 河川</p> <p>3-2 海辺をつなぐ緑づくり (仮)臨海部緑地帯 海岸の水辺</p> <p>4-1 緑を愛する意識醸成 市全域</p> <p>4-2 協働・連携による緑のまちづくり 市全域</p>
--	---

図 基本施策位置図

第5章 緑化重点地区について

1 緑化重点地区とは

緑化重点地区とは、都市緑地法第4条第2項第8号の規定に基づき定められた緑化地域以外の区域であって重点的に緑化を推進していく地区です。緑化重点地区においては、公園整備、また公共施設や民有地の緑化などに関する具体的な施策を計画し、市民・事業者・行政が連携し、積極的に緑づくりを進めていきます。

緑化重点地区の設定にあたっては、「蒲郡駅前等都市のシンボルとなる地区」、「市街地開発事業が行われている地区」、「緑づくりが必要な住宅地」の視点から、以下の地区を候補地区として検討します。

<蒲郡駅前等都市のシンボルとなる地区>

候補地区	設定の視点	緑化推進に関する取組み
港町・竹島地区 (東港地区)	<ul style="list-style-type: none"> ・主要駅である蒲郡駅や、本市のシンボルである竹島があり、多くの市民や観光客が訪れる。 ・東港地区まちづくりビジョンが策定され、このビジョンに基づき、公民連携のまちづくりが進められている。 ・蒲郡市東港地区マスタープラン(仮称)の策定が進められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・蒲郡駅から竹島ふ頭に至る(都)蒲郡港線での「歩行者利便増進制度(ほこみち)」の活用による、広場的緑地空間や街路樹の再編を行います。 ・竹島園地では、夜の景観の魅力向上を図るため樹木等のライトアップを行う「あかりの社会実験」を行っています。 ・観光地竹島には歴史ある建築や神社を守る風景があります。当地区では、まちなみと調和した緑の整備を推進します。

<市街地開発事業が行われている地区>

候補地区	設定の視点	緑化推進に関する取組み
水竹地区(蒲郡中部土地整理事業周辺地区)	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業が施行中であり、都市公園などの整備が計画されている。 ・市内唯一の地区公園である中央公園がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園および緑地の整備を計画的に行うことで住環境の向上を図ります。 ・(都)本宿線では、樹形の美しいケヤキが街路樹として植栽されています。美しい道路景観を維持していくため適切な管理に努めます。 ・市内で最大の都市公園である中央公園では、供用開始後長い期間が経過し、施設の老朽化により魅力度が低下しています。魅力度の向上を図るために、今後、施設の見直し、新たなゾーンの創出等を検討していきます。

<緑づくりが必要な住宅地>

候補地区	設定の視点	緑化推進に関する取組み
大塚地区	<ul style="list-style-type: none"> ・身近に利用可能な都市公園がない。 ・蒲郡市立地適正化計画における居住誘導区域に隣接している。 ・公共施設の見直しが検討されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大塚地区では、小学校などの公共施設再編が進められています。当地区は市街地が既に形成されていることから、公園の用地確保が大きな課題となっています。今後、都市公園の適地選定と公共施設跡地における都市公園の整備を検討していきます。 ・無償借地公園制度は、公園が不足している地域において、市が土地所有者から無償で土地を借り受けて、都市公園を整備する制度です。適正な都市公園の配置を進めるため、本制度活用を検討していきます。
形原・西浦地区	<ul style="list-style-type: none"> ・身近に利用可能な都市公園がない。 ・蒲郡市立地適正化計画における居住誘導区域に設定されている。 ・公共施設の見直しが検討されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・西浦・形原地区では、小学校などの公共施設再編が進められています。当地区は市街地が既に形成されていることから、公園の用地確保が大きな課題となっています。今後、都市公園の適地選定と公共施設跡地における都市公園の整備を検討していきます。 ・無償借地公園制度は、公園が不足している地域において、市が土地所有者から無償で土地を借り受けて、都市公園を整備する制度です。適正な都市公園の配置を進めるため、本制度活用を検討していきます。

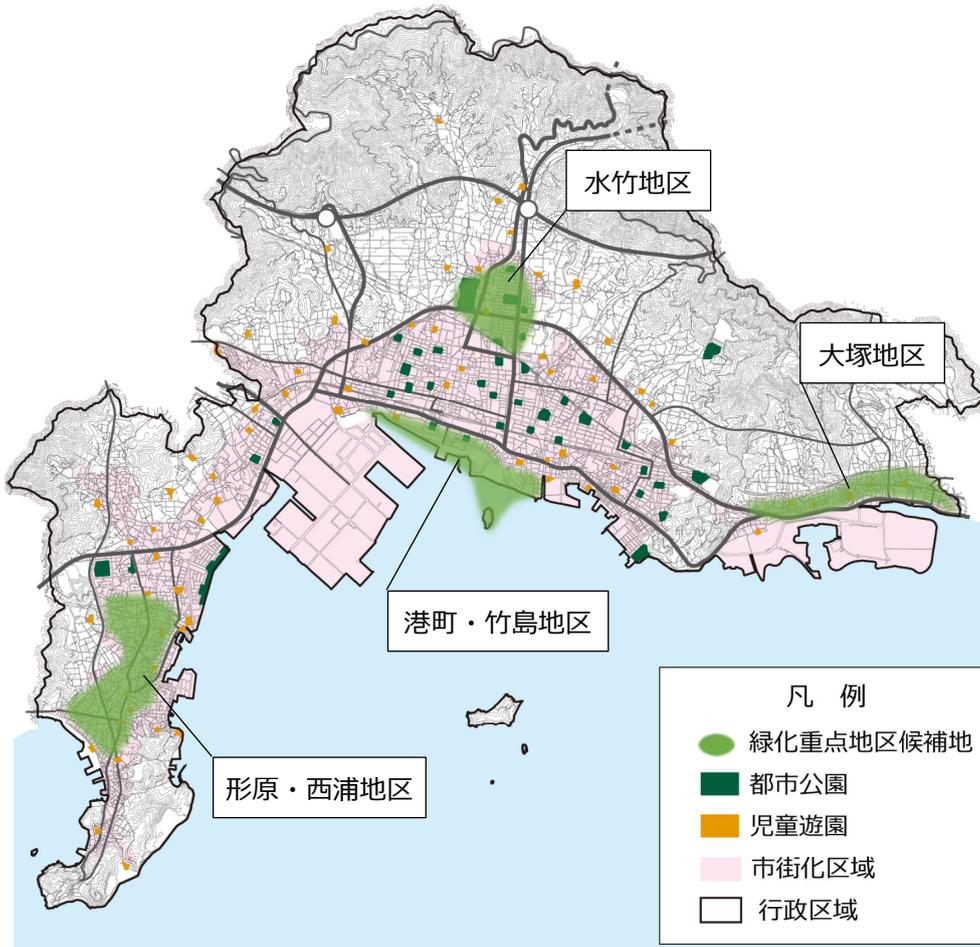


図 緑化重点地区候補地区